

災害共済給付制度利用の際の注意点

- 医療機関の窓口でスポーツ保険を利用する（保育園でのけがである）ことを伝え、健康保険証のみを提示し、いったん医療費を自己負担していただきます。
福祉医療受給者証とスポーツ保険の併用はできませんのでご注意ください。
- 「医療費等の状況」を記入してもらい、保育園へ提出してください。医療等の状況は、各月ごと提出が必要になります。
- 完治までにかかった医療点数が500点以下（窓口負担総額 1,000円以下）の場合は、スポーツ保険の対象になりません。
- 保険外診療分は、給付の対象となりません。（初診時保険外併用療養費など）
- 衛生材料費、通院費などは給付の対象にはなりません
- 給付金の入金には 3 か月程度かかります。原則保育料引き落とし口座へ入金となります。
- 詳細は日本スポーツ振興センターのHP をご確認ください。